

大分県より畜産業を営む経営者の皆様へ：お知らせ

- 畜産振興に係る補助事業・交付金・制度資金の利用に当たり、**飼養衛生管理基準の遵守を要件とすることになりました。**
- 補助事業・交付金・制度資金の一部（※別紙参照）では、申請の際に「飼養衛生管理基準遵守状況確認書」の提出が必要となります。

<飼養衛生管理基準遵守状況確認書を手に入れるには>

- 飼養衛生管理基準遵守状況確認書（以下「確認書」という。）が必要となる補助事業・交付金・制度資金を利用する事業実施者は、最寄りの家畜保健衛生所に確認書の交付を申請してください。
- 交付申請書は最寄りの家畜保健衛生所または以下の畜産振興課ホームページから取得し、必要事項を記入して家畜保健衛生所に提出してください。  
畜産振興課ホームページ（右下のQRコードからもアクセス可能です）  
URL：<https://www.pref.oita.jp/soshiki/15450/kurosukonpuraiansu.html>
- 確認書の交付には、農場の現地確認や改善方針の確認等により交付に時間を要する場合があります。

**申請は1ヶ月程度の余裕を持って行ってください。**

- 不明点がありましたら、最寄りの家畜保健衛生所まで連絡をお願いします。

部署	住所	TEL
大分家畜保健衛生所	大分市大字小野鶴字原442	097-541-5241
豊後大野家畜保健衛生所	豊後大野市三重町赤嶺2328-8	0974-22-0179
玖珠家畜保健衛生所	玖珠郡玖珠町大字大隈1038-1	0973-72-0313
宇佐家畜保健衛生所	宇佐市大字和気1290	0978-37-0473

